

会 議 結 果 報 告 書

- | | | | | | | |
|---|-------|------------------------|----------------|--------|--------|----------|
| 1 | 定例会 | | | | | |
| 2 | 開会日時 | 令和6年5月21日（火）午後1時23分 | | | | |
| 3 | 閉会日時 | 令和6年5月21日（火）午後1時38分 | | | | |
| 4 | 出席者 | 教育長
教育委員 4人 | 計5人 | | | |
| 5 | 議決件数 | 3件 | | | | |
| 6 | 議決の状況 | 原案可決
一部修正可決
継続審議 | 3件
0件
0件 | 承
同 | 認
意 | 0件
0件 |
| 7 | 議事録 | 別添のとおり | | | | |

教育委員会定例会議事録

1 会議年月日 令和6年5月21日（火）

2 招集の場所 くすのきプラザ 2F 研修室

3 出席者

教育長	新田 憲章
委員	上之園 公子
委員	神原 謙治
委員	松本 真奈美
委員	玉井 節夫

計 5人

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 教育長報告

【会議等】

- ・ 4月25日（木） 安芸郡教育長会議
- ・ 5月14日（火）～15日（水） 全国町村教育長会第66回定期総会及び研究大会
- ・ 5月16日（木） 令和6年度第1回西部教育事務所管内教育長、部・課長等会議

【社会教育関係】

- ・ 4月27日（土） 公民館開講式

日程第3 第3号議案 令和7年度に小・中学校で使用する教科用図書の採択基本方針について

日程第4 第4号議案 府中町社会教育委員の委嘱の解除及び委嘱について

日程第5 第5号議案 府中町公民館運営審議会委員の委嘱の解除及び委嘱について

5 職務のため会議に出席した者

教育部長	増田 康洋	教育総務課長	宍田 貴
学校教育課長	藤永 政己	社会教育課長	竹林 邦彦
社会教育課主幹	小路 和司	教育総務課課長補佐兼総務係長	升井 祐佳
教育総務課主査	信岡 久美		

6 議事の内容

（開会 午後1時23分）

教育長

それでは、出席委員が定足数に達しておりますので、ただいまから、定例、教育委員会会議を開催します。本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりでございますが、よろしいですか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、そのようにいたします。それでは日程第1、議事録署名委員の指名を行います。府中町教育委員会会議規則第18条第3項の規定により、私と松本委員を指名することとしますが、よろしいですか。

(異議なし)

教育長

では次に参ります。日程第2、教育長報告を議題といたします。教育長報告4件です。会議等3件です。

1件目は、4月25日木曜日に海田町で開催されました「安芸郡教育長会議」についてです。令和7年度から使用する中学校教科書の採択にあたり、安芸郡4町で教科用図書採択地区協議会を設置する件などを協議しました。

2件目は、5月14日火曜日、15日水曜日の2日間、東京で開催されました「全国町村教育長会第66回定期総会及び研究大会」についてです。1日目は、総会において、今年度の活動計画・予算を審議し、文部科学省等に対する要望事項等を決定しました。また、研究大会では、脳科学者の茂木健一郎氏の講演「人工知能時代に子どもたちが身に着けるべき人間力、脳力」の後、3地域から実践報告がありました。2日目は、文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課の常盤木課長から文部科学省重点事項説明が行われました。

3件目は、5月16日木曜日に広島市内で開催されました「令和6年度第1回西部教育事務所管内教育長、部・課長等会議」についてです。学校における働き方改革等について協議を行いました。

続いて、社会教育関係1件で、公民館開講式についてです。

4月27日土曜日の午前中に府中南公民館、午後に府中公民館の開講式を開催しました。詳細については社会教育課長が報告します。

社会教育課長

社会教育課長です。

教育長報告 公民館開講式について説明します。

府中南公民館の開講式は、4月27日(土)午前10時から府中南公民館ホールにて開催いたしました。館長あいさつ、教育長からのごあいさつをいただいた後、副館長による定期活動者向けの公民館活動ガイダンスを行い、その後のアトラクションとして、町内在住の演奏家のAmies(アミーズ)のお二人によるピアノ、フルート演奏会を行いました。参加者のアンケートからは、今回の開講式で、公民館の果たす役割や関わる方々の紹介がしっかりされており、開講式らしく、一年の始まりがスタートできたと思います、また、アンコールの曲ではみんなでドレミの歌を歌い、一体感があって楽しかった、などの意見を多数いただきました。参加者数は244人でした。

続きまして、府中公民館の開講式を午後1時30分から府中公民館ホールにて開催いたしました。南公民館と同様に、ハロー公民館代表者からのあいさつ、教育長からのごあいさつをいただいた後、副館長による公民館活動ガイダンスを行いました。その後、「電話に出んわー!!」と題しました、広島東警察署の秋山生活安全課長による防犯講話、アトラクションといたしまして、広島県警音楽隊の演奏、カラーガードによる演技を行いました。参加者のアンケートからは、講話にあった、知らない番号からの電話に

出ないようにしたい、毎年このような防犯講話を実施してもらいたいという意見や、広島県警音楽隊の演奏会はバラエティーに富み、楽しく聞くことができた、などの意見を多数いただきました。参加者数は225人でした。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

教育長

報告は以上です。今の報告につきまして、何かご質問等ございますか。

(なし)

教育長

それでは、委員の皆様から報告等ありましたらお願いします。

(なし)

教育長

ないようでございます。では次に参ります。日程第3、第3号議案「令和7年度に小・中学校で使用する教科用図書の採択基本方針について」を議題といたしますので、ここで関係者の退席をお願いします。

(上之園委員退席)

教育長

説明をお願いします。

教育部長

教育部長です。第3号議案、令和6年5月21日、「令和7年度に小・中学校で使用する教科用図書の採択基本方針について」、令和7年度に小・中学校で使用する教科用図書の採択基本方針について、教育委員会の審議に付する。

詳細な説明は、学校教育課長が行います。

学校教育課長

学校教育課長です。

第3号議案「令和7年度に小・中学校で使用する教科用図書の採択基本方針について」説明いたします。別紙をご覧ください。

1、採択の基本。教科用図書は、学校教育において、教科の主たる教材として使用される重要なものであることを認識し、教育基本法や学校教育法で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容等に則り、本町の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択する。また、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書については、児童生徒の障害の状態及び発達の段階に適合したものを採択する。

2、適正かつ公正な採択の確保。(1)教科書発行者等による宣伝行為等に影響されることなく、採択権者の判断と責任において、採択における適正、公正を期す。(2)特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することがないようにする。

3、開かれた採択の推進。(1)採択結果及び採択理由について、採択後、遅滞なく公表する。(2)次の事項について、採択後、遅滞なく公表するよう努める。ア、中学校において使用する教科用図書の研究のために資料を作成したときは、その資料。イ、教育委員会及び採択地区協議会の会議の議事録を作成したときは、その議事録。(3)その他開かれた採択を推進する観点から有用と思われる情報の公表について、検討する。

4は、方法、組織及び手続ですが、後ほどお読みいただければと思います。

続いて、資料はありませんが、採択までのスケジュールについて説明いたします。本日、府中町の基本方針を審議、議決いただいたのち、5月24日開催の安芸郡教科用図書採択地区協議会において基本方針が決定されます。その後、当該採択地区協議会において基本方針に基づき、来年度から使用する教科用図書について選定委員会に諮問することとなります。当該選定委員会は、調査研究の観点を決し、調査員会で観点に基づいて調査研究を行い、その結果を選定委員会で検討します。その後、8月に開催される採択地区協議会へ答申し、採択地区協議会では、その答申を再度検討を行うとともに、その結果を採択地区協議会として内定します。当該内定を踏まえ、8月の教育委員会会議において、教科用図書の採択に関し、最終的に審議、議決いただく運びとなります。なお、教科書の展示会は、6月14日金曜日から7月3日水曜日まで、府中町教育委員会事務局で行う予定です。説明は以上です。

教育長

何かご質問等ございますか。

(なし)

教育長

ないようでございます。よって日程第3、第3号議案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、そのように決します。では、上之園委員をお呼びしますので、着席されるまでしばらくお待ちください。

(上之園委員着席)

教育長

では次に参ります。日程第4、第4号議案「府中町社会教育委員の委嘱の解除及び委嘱について」を議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

教育部長です。第4号議案、令和6年5月21日、「府中町社会教育委員の委嘱の解除及び委嘱について」、府中町社会教育委員の委嘱の解除及び委嘱について、教育委員会の審議に付する。詳細な説明は、社会教育課長が行います。

社会教育課長

社会教育課長です。

第4号議案 府中町社会教育委員の委嘱の解除及び委嘱についてご説明します。

社会教育委員は、府中町社会教育委員条例において「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。」とされています。府中町学校PTA連絡協議会推薦の府中北小学校PTA会長、岡村昌彦委員から、辞職日を令和6年5月17日付けとする辞職承認願が提出されました。また、同協議会から、後任として府中中学校PTA会長の新谷浩之氏の推薦がありました。このことから、委員の委嘱の解除及び委嘱を行うものです。任期につきましては、本日、令和6年5月21日から前任者の残任期間である、令和7年4月30日までとなります。説明は以上です。

教育長

何かご質問等ございますか。

(な し)

教育長

ないようでございます。よって日程第4、第4号議案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、そのように決します。

教育長

では次に参ります。日程第5、第5号議案「府中町公民館運営審議会委員の委嘱の解除及び委嘱について」を議題といたします。説明をお願いします。

教育部長

教育部長です。第5号議案、令和6年5月21日、「府中町公民館運営審議会委員の委嘱の解除及び委嘱について」、府中町公民館運営審議会委員の委嘱の解除及び委嘱について、教育委員会の審議に付する。詳細な説明は、社会教育課長が行います。

社会教育課長

社会教育課長です。

第5号議案 府中町公民館運営審議会委員の委嘱の解除及び委嘱についてご説明します。公民館運営審議会委員は、府中町立公民館の設置及び管理条例において「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。」とされています。府中町婦人会推薦の大西弘子委員から、辞職日を令和6年5月9日付けとする辞職承認願が提出されました。また、同会から、後任として中畑裕子氏の推薦がありました。このことから、委員の委嘱の解除及び委嘱を行うものです。任期につきましては、本日、令和6年5月21日から前任者の残任期間である、令和7年4月30日までとなります。説明は以上です。

教育長

何かご質問等ございますか。

(な し)

教育長

ないようでございます。よって日程第5、第5号議案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教育長

ご異議ないようでございますので、そのように決します。

以上で、本日の議事日程をすべて終了いたしましたので、これをもって本日の会議を閉会いたします。

(閉会 午後1時38分)